

令和6年第1回

中部知多衛生組合議会議定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊 藤 辰 矢
副 管 理 者	久 世 孝 宏
副 管 理 者	靱 山 芳 輝
副 管 理 者	山 田 朝 夫
半 田 市 副 市 長	山 本 卓 美
武 豊 町 副 町 長	近 藤 千 秋
会 計 管 理 者	中 野 千 直 樹
場 長	増 田 喜 政
主 任	石 川 収
常 滑 市 市 民 生 活 部 長	水 野 善 文
半 田 市 市 民 経 済 部 長	大 山 仁 志
武 豊 町 生 活 経 済 部 長	飯 田 浩 雅
常 滑 市 生 活 環 境 課 長	鯉 江 剛 資
武 豊 町 環 境 課 長	北 河 晃

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 都 筑 徹

〇〇

日程第2 会期の決定

〇〇

議長（盛田克己） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（盛田克己） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

〇〇

日程第3 諸般の報告

〇〇

議長（盛田克己） 日程第3「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果（令和5年10月から12月分）」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

〇〇

日程第4 議案第1号

令和6年度中部知多衛生組合会計予算

〇〇

議長（盛田克己） 日程第4 議案第1号「令和6年度中部知多衛生組合会計予算」を議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第1号「令和6年度 中部知多衛生組合会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。令和6年度予算につきましては、施設整備工事完了後、不要となる既設の放流管を撤去するための「既設放流管渠撤去等工事」を計上いたしました。それでは、議案書1ページをご覧ください。第1条で定めます、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1千970万7千円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によ

るものでございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定めるものでございます。2ページから17ページの内容につきましては、32・33ページの「令和6年度予算の歳入歳出明細書」を使って、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、32ページをご覧ください。最初に歳入から主なものにつきまして、表中「6年度当初①」の欄を中心にご説明いたします。分担金は、施設の運転等、維持管理に係る経費を投入量割により算出し、2市1町に負担していただくものでございます。1款1項1目 半田市の分担金は8千782万1千円、常滑市の分担金は1億1千567万3千円、武豊町の分担金は5千138万5千円、計2億5千487万9千円となるものでございます。負担金は、「改修事業費」及び「組合債償還利子・元金」について、均等割及び人口割により算出し、2市1町に負担していただくものでございます。1款2項1目 半田市の負担金は6千86万2千円、常滑市の負担金は7千197万4千円、武豊町の負担金は3千113万5千円で、計1億6千397万1千円となるものでございます。2款1項1目 周辺整備事業費負担金83万1千円は、長成公園の周辺整備事業及び地元対策にかかる経費のうち、40%を常滑市及び武豊町に負担していただくものでございます。最下段にございます歳入の計は、4億1千970万7千円の計上で、前年度と比較いたしまして2千43万7千円、率にして5.1%の増となるものでございます。続きまして、33ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものを順に説明させていただきます。2款1項1目「1報酬及び2人件費」につきましては、給与改定により、それぞれ増となるものでございます。2款2項1目「1施設包括運転管理費」は、1億8千942万円の計上で、前年度と同額でございます。これは、施設整備工事完了後の令和4年7月から5年間の長期包括運転管理等業務委託でして3年目に入ります。「3廃棄物等処分費」は、2千643万9千円の計上で、前年度と比較して373万7千円、率にして12.4%の減でございます。これは、脱水汚泥発生量の見込みが減となったため減となっております。「4負担金」は、145万4千円の計上で、下水道放流に伴う「衣浦西部浄化センター建設費負担金 及び資本費負担金」でございます。2款2項2目「改修事業費」は、7千210万8千円の計上で、前年度と比較し2千300万5千円、率にして46.9%の増でございます。これは、施設整備工事の完了による下水道放流への切り替えに伴い、既設の放流管が不要となったことから、5年度から行っている工事の残りの部分を6年度に行うため放流管渠撤去等工事を引き続き行うものでございます。3款1項1目「利子」は、306万4千円の計上で、令和2年度から4年度に借り入れた組合債の償還利子でございます。3款1項2目「元金」は、8千880万円の計上で、令和2年度から4年度に借り入れた組合債の償還元金でございます。最下段にございます歳出の計は、歳入と同額の4億1千970万7千円の計上で、前年度と比較して2千43万7千円、率にして5.1%の増となるものでございます。

なお、18ページから23ページに「給与費明細書」を、24・25ページに「債務負担行為調書」を、26ページに「地方債調書」を、27ページ以降に「予算概要」を参考として掲載させていただきました。以上、議案第1号につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申しあげ、説明とさせていただきます。

議長（盛田克己） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番（西本真樹） 33ページ、歳出の2款2項2目「改修事業費」なんですけど、今年度は2千900万円ということで、市街地に入る前のところなんですけど、今後市街地に入っていく中で、かなり住民の方たちにもご迷惑をお掛けしながらの工事になると思うのですが、どのような工事、進捗を進めていくのか内容を教えてください。

場長（増田喜政） 6年度以降の工事につきましては、今年度と比べまして街中を工事していきますので、地元武豊町さんと住民の方にも十分説明をさせていただいて、なるべくご迷惑にならないよう進めていきたいと思っています。

議長（盛田克己） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（盛田克己） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案を可とすることに決しました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

日程第 5 議案第 2 号

令和 5 年度中部知多衛生組合会計補正予算
(第 1 号)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議長（盛田克己） 日程第 5 議案第 2 号「令和 5 年度中部知多衛生組合会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本案に関する説明を求めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第 2 号「令和 5 年度中部知多衛生組合会計補正予算（第 1 号）」につきまして、ご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入につきましては前年度繰越金の確定に伴います措置及び令和 5 年 1 月から 12 月までの投入量が確定したことにより「市町分担金の精算」、令和 5 年 4 月 1 日現在の各市町人口により「市町負担金の精算」をお願いするものでございます。また、歳出につきましては、決算を見込みましての減額でございます。議案書 1 ページをご覧ください。第 1 条に定めます歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 955 万円を減額いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8 千 972 万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」により定めるものでございます。2 ページ、3 ページをご覧ください。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入歳出の款項ごとの補正額等を記載しております。内容につきましては、補正予算説明書 10 ページ「2 歳入」からご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金「1 項 1 目分担金」は、前年度繰越金の確定、人件費及び廃棄物等処分費の決算を見込みまして、1 千 284 万 7 千円を減額いたし、補正後の額を 2 億 4 千 460 万 3 千円 とするものでございます。その内訳といたしましては、右の説明欄、半田市の分担金を 467 万 2 千円、常滑市の分担金を 534 万 7 千円、武豊町の分担金を 282 万 8 千円、それぞれ減額するものでございます。「2 項 1 目負担金」は、前年度繰越金の確定及び改修事業費の決算を見込みまして、398 万 5 千円を減額いたし、補正後の額を 1 億 3 千 698 万 1 千円とするものでございます。その内訳といたしましては、右の説明欄、半田市の負担金を 86 万 2 千円、常滑市の負担金を 180 万 7 千円、武豊町の負担金を 131 万 6 千円、それぞれ減額するものでございます。2 款繰越金「1 項 1 目繰越金」は、前年度繰越金の確定により 728 万 2 千円を増額いたし、補正後の額を 728 万 3 千円とするものでございます。続きまして、12 ページをご覧ください。「3 歳出」につきまして、ご説明申し上げます。2 款衛生費「1 項 1 目総務費」は 29 万円を増額いたし、補正後の額を 3 千 162

万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「派遣職員負担金」は給与改定等により増額するものでございます。2款衛生費「2項1目し尿処理費」は590万円を減額いたし、補正後の額を2億1千542万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「廃棄物等処分費」につきまして、脱水汚泥発生見込み量が当初より減となり減額するものでございます。「2項2目施設改修費」は、394万円を減額いたし、補正後の額を4千516万3千円とするものでございます。これは、右の説明欄、「既設放流管撤去等事業費」につきまして、既設放流管撤去等工事の実施設計業務委託の請負差金で減額するものでございます。なお、14ページに「令和5年度分担金及び負担金の計算基礎」を、15ページに「令和5年度分担金精算書」を、16ページに「令和5年度負担金精算書」を参考として掲載させていただきました。以上、議案第2号につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（盛田克己） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（盛田克己） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案を可とすることに決しました。

〇〇

日程第6 議案第3号

中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〇〇

議長（盛田克己） 日程第6 議案第3号「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。本案について説明を求めます。場長。

場長（増田喜政） ただいま議題となりました、議案第3号「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページの「資料」をご覧ください。「1趣旨」でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本組合においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。「2改正内容」でございますが、次の表のとおり、支給期ごとに正規職員に対する勤勉手当の支給割合に準じて勤勉手当を年間2.05月分支給するものでございます。「3改正による影響額」でございますが、令和6年度の勤勉手当額は19万8千円となる見込みでございます。「4改正の実施時期」でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。それでは、1ページの議案書にお戻りください。「中部知多衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を新旧対照表の下線部分のとおり改正するものとして、勤勉手当の追加及び支給対象となる職員の要件について規定しております。3ページをご覧ください。附則第2項は、「中部知多衛生組合の育児休業等に関する条例」の一部改正をお願いするものでございまして、第7条第2項は、「会計年度任用職員を除く育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する」として、勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外していましたが、今回の改正により、勤勉手当の支給対象とするため、「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」の文言を削除するものでございます。以上、議案第3号につきまして、よろしくご審査いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（盛田克己） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（盛田克己） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（盛田克己） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可とすることに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和6年第1回中部知多衛生組合議会定例会を閉会といたします。本日は、ご苦勞様でした。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午前10時22分 閉会

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 13 日

議 長 盛 田 克 己

議 員 中 村 和 也

議 員 石 川 喜 次